

堺障サ第1001号
令和4年7月27日

各指定共同生活援助事業所管理者様
各指定施設入所支援事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
共同生活援助、施設入所支援の居宅等における支援の取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでおり、共同生活援助、施設入所支援に係る居宅等における支援の取扱いについて、令和2年5月8日付け堺障援第490号において、本市より通知させていただいたところですが、同通知について下記の通り取り扱うこととしますので、御確認の上御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 共同生活援助、施設入所支援に係る居宅等における支援の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者が居宅等（自宅以外の場所も含む）（※）に移動した場合であって、共同生活援助事業所、施設入所支援事業所の職員が利用者の状況に応じ、訪問や電話連絡等を通じて直接支援や健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、報酬算定できます。なお、支援の提供に係る具体的な内容を個別支援計画に位置づけ、実施した内容を記録してください。

（※）居宅等（自宅以外の場所も含む）が指定障害福祉サービス事業所等である場合は、報酬算定について、予め両者で共同生活援助事業所又は施設入所支援事業所によるサービス提供となる旨を確認の上、支援を行ってください。

(2) 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により居宅等において生活する場合のほか、事業者が居宅等で受け入れが可能な利用者に居宅等での生活をお願いする場合は、当該事業者が、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により居宅等での受け入れが可能であることを確認する必要があることに留意してください。

2 算定方法について

(1) サービス提供を行った日について実施施設、障害支援区分に応じた基本報酬を算定する。

(2) 加算については、令和2年5月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」の別添問6及び問18から問21までに基づき算定する。

3 やむを得ず臨時的な在宅サービスの提供を行う場合について

「在宅のサービスを提供する場合の届出」（別紙1）及び個別支援計画の写しを堺市健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号）宛てに届出が必要となります。

届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

4 在宅サービスの提供後の手続きについて

在宅サービスを提供した月の翌月10日までに、「サービス提供実績記録票」に在宅サービスを提供した開始時間及び終了時間並びに備考欄に在宅で提供した具体的なサービスの内容を記載の上、その写しを堺市健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課宛てに提出してください。

【別添資料】

(別紙1) 在宅のサービスを提供する場合の届出

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害福祉サービス課 増田（有）、前田
TEL：072-228-7510
FAX：072-228-8918